希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二二・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz及び（±）二五・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）五二デシベルワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz及び（±）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四六デシベルワット（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上

第七項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

○総務省告示第三百二十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　総務大臣　山本　早苗

「、第十一号の二十五、第十一号の二十六」を「から第十一号の二十六まで」に改める。

○総務省告示第三百三十号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　総務大臣　山本　早苗

第二項中「M. 1457」の下に「、M. 1581又はM. 2012」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

4　施行規則第十五条の三第二号(8)に掲げる規格　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準

第二項に次の一号を加える。

6　施行規則第十五条の三第二号(16)に掲げる規格　設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準

○総務省告示第三百三十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　総務大臣　山本　早苗

別表第二十三号中

「設備規則第49条の6の9第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備」を「設備規則第49条の6の9第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備
設備規則第49条の6の10第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備
設備規則第49条の6の10第1項及び第6項に規定する基地局の無線設備」に、

「ＳＦＤ１ＦＢ」を「ＳＦＤ１ＦＢ
ＳＦＤ２ＦＣ
ＳＦＤ２ＦＢ」に、

「ＳＦＤＭＡ２
ＯＦＤＭ１
ＯＦＤＭ２」を「ＳＦＤＭＡ２
ＴＤＬＰＲ
ＯＦＤＭ２」に改める。

○総務省告示第三百三十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第四項、第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ、別表第二号第12の5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　総務大臣　山本　早苗

第三項中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの」を「の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を「陸上移動中継局」に改める。

第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

○総務省告示第三百三十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　総務大臣　山本　早苗

第一項中「、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一」を「又は第四十九条の六の九」に改める。